

○赤磐市マスコットキャラクター「あかいわももちゃん」着ぐるみ貸出し要綱

平成30年3月29日

告示第36号

改正 令和6年11月21日告示第117号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市マスコットキャラクター「あかいわももちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(使用承諾申請)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として使用期間初日の3か月前から7日前までに、赤磐市マスコットキャラクター着ぐるみ使用承諾申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用承諾基準)

第3条 市長は、前条の規定による使用承諾申請があった場合、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 本市の知名度向上につながるもの
- (2) 本市の観光情報のPRに関するもの
- (3) 本市の特産品の販売促進に関するもの
- (4) 赤磐市マスコットキャラクター「あかいわももちゃん」（以下「あかいわももちゃん」という。）の知名度やイメージの向上につながるもの
- (5) 本市の地域コミュニティ形成を推進するもの
- (6) 市民向けの啓発、周知等を目的とし、一定の公益性が認められるもの
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承諾しない。

- (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの
- (2) あかいわももちゃんのイメージを損なうおそれがあるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (4) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (5) 特定の個人又は企業等が主催するもののうち、本市が共催又は後援をしていないもの
- (6) 正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるもの
- (7) その他市長が不適当と認めるもの

(使用の決定)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があったときは、内容を審査し、使用の可否を赤磐市マスコットキャラクター着ぐるみ使用決定通知書（様式第2号）により使用者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める「あかいわモモちゃん着ぐるみ貸出注意事項」及び「あかいわモモちゃん着ぐるみ取扱説明書」を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 申請書の記載どおりに使用すること。
- (4) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承諾の取消し)

第7条 使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に反したときは、使用承諾を取り消すとともに、その使用者への貸出しは行わない。この場合、使用者に損害が生じて、本市は一切その責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(市の免責)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、本市は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月21日告示第117号）

この告示は、公表の日から施行する。